

平成 20 年度 全国児童養護施設協議会 事業計画

全国児童養護施設協議会

・情勢認識

1. 子ども家庭福祉をめぐる状況は一層深刻となっている

児童相談所における子どもへの虐待相談件数は 3.7 万件、市町村における相談件数は 4 万件と、家族の関係性の崩壊といえる問題は一層深刻な状況である。

児童養護施設では、さまざまな困難をかかえた児童の入所が増加し、1976（昭和 51）年以来改正されていない児童養護施設の現行最低基準では、安定した継続的な養育が困難となっている。子どもの状態に応じた養育環境の整備、人員配置の抜本的な改善が喫緊の課題である。

「子どもたちの育ちを社会全体が支える」との観点で、子ども家庭福祉、社会的養護に関する制度改正と養育の質的な向上をはかることが、国をあげて緊急に取り組むべき政策課題となっている。

2. 児童福祉施設に関する機能・体制等の見直しが引き続き検討される

平成 19 年 11 月の厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告では、家庭的養護の拡充（里親制度拡充、小規模グループ形態の住居）、ケア単位の小規模化（必要な養育モデル、方法論の検討）、施設機能の見直し（人員配置・措置費算定のあり方、施設機能の見直し）等が提言され、同年 12 月の政府「子どもと家族を応援する日本」重点戦略にも反映された。

厚生労働省では、子育て支援・社会的養護諸施策について、今後直近で具体化をはかる課題と、税改正の検討をふまえての財源確保の中で具体化すべき課題の、二段階の施策展開をはかることとしている。現在、児童福祉法等の一部改正案及び平成 20 年度予算において、その一部が具体化された。今後の社会的養護における施設機能の見直しについては、平成 20 年 3 月から厚生労働省により「施設ケアに関する実態調査」が実施され、調査結果をふまえ、社会的養護専門委員会が再開され、税制改正・財源確保とあわせて施設機能の見直し議論が進められる予定である。

3. 児童福祉法等一部改正、平成 21 年 4 月から施行

児童福祉法等一部改正案が平成 20 年 3 月に閣議決定・国会に提出され、「被措置児童等虐待」として、措置された子どもの権利擁護をはかるしくみが法律上明記されることとなる。

法案成立後に進められる政省令・通知、及びガイドライン策定に際して、関係者の意見や実態を十分に考慮した施策整備により、安心・安定した養育の営みを継続することが求められる。

あわせて、児童養護施設における職の倫理向上、チェックリストの取り組み、第三者評価の受審促進等、自己点検、自己評価、及び職員の養育の質を向上させる取り組み（指導教育者養成、継続的・体系的な養成プログラム、管理者養成）が必要となっている。

平成 19 年 11 月、児童福祉法制定 60 周年を迎えての「第 61 回全国児童養護施設長研究協議会」では、「法の理念を児童養護施設の子どもの暮らしの中に求めて」、児童養護施設関係者は、子どもの社会的養育を自らの役割と再確認し、社会的負託に応えるべく取り組むことを表明した。

今後進められる児童福祉諸法・制度改正をふまえつつ、児童養護施設が子どもの養育の向上のための基盤整備をはかる制度政策を推進するため、関係事業の遂行に取り組む。

. 重点事業

1. ケア単位の小規模化、施設類型の見直しに向けた取り組み

引き続き「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」等において議論が進められる「ケア単位の小規模化」「施設機能の見直し」に向けて、収容保護から公的養育システムへの転換とケアの質的な向上をはかるため、次の取り組みを進める

- (1) 施設最低基準等の抜本的な改善に向けた、平成 21 年度予算要望等の運動展開
- (2) 審議会・計画等への意見表明等
- (3) 厚生労働省実施調査、全社協実施調査への協力

2. 養育の質の向上と、子どもたちの自立支援に向けた取り組み

社会や家族の養育力が低下し、また社会的養護を必要とする子どもたちも重篤化する中、児童養護施設における子どもたちの育ちに求められる養育、社会への自立のための支援、また専門性を要する困難な問題をかかえる子どもたちの治療的なケアなどにかかわる職員の資質向上・人材育成をはかるため、研修プログラムや養育に関する手引書等資料の作成等の検討を進める。

- (1) 「養育のあり方特別委員会」報告等の普及
- (2) 研修体系・プログラムの検討
- (3) 国及び都道府県で進められる研修体制充実への協力・協働
- (4) 自立支援（アフターケア）に向けた施策の充実・強化の取り組み

3. 児童福祉法等一部改正に対応した取り組み

児童福祉法等の一部を改正する法律案（平成 20 年 3 月閣議決定・国会提出）の内容をふまえ、施行（平成 21 年 4 月予定）に向け、今後省令・通知等により具体化される実施段階での課題等を引き続き分析するとともに、子どもの育みを支える児童養護施設の現状をふまえた対応と意見表明をはかるため、下記の取り組みを進める。

- (1) 「児童養護施設における事件・事故の検証、対応のあり方検討委員会」の設置及び検討
- (2) 「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のための要項およびチェックリスト」改訂
- (3) 「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の検討

4. 児童養護施設の運営向上のための取り組み

児童養護施設における適切な運営管理、緊急時のリスクマネジメント等について、適切な対応を進める。

- (1) 福祉人材確保にかかわる対策の推進と協力
- (2) 自然災害等、非常時に向けたリスクマネジメントの検討
- (3) 新型インフルエンザ対策等、子どもの命と安全をはかるための対応
- (4) IT化による、迅速な情報提供の推進（経費節減）
- (5) 全養協財政の安定的な運営と、財務経営の改善

5. 子ども家庭福祉の増進に向けた関係機関等との協働・協力

社会的養護や次世代育成について、子どもの最善の利益を保障するための施策の確立と財源確保をはかるため、関係種別協議会をはじめ、関係機関・団体等と協働するとともに、ソーシャルアクション等に協力する。

- (1) 児童関係種別協議会の情報交換、政策動向の把握
- (2) 関係団体との協働活動（社会的アピール、シンポジウム等の開催）
- (3) 全社協及び他団体の諸事業への協力

. 専門部・委員会

制度政策部

児童福祉法改正による実施段階での課題分析、及び施設機能の見直しに向けて必要な取り組みを進めるとともに、すべての子どもたちの「最善の利益」の実現に向けた活動の充実に取り組む

1. 児童福祉法等一部改正に向けた取り組み

- (1) 「児童養護施設における事件・事故の検証、対応のあり方検討委員会」の設置及び検討
- (2) 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会等における意見表明
- (3) 都道府県における社会的養護の体制整備にかかわる提言

2. 平成 20 年度児童養護施設関係予算の確実な執行と、平成 21 年度予算要望と確保への運動展開

3. 児童福祉の諸制度や課題への対応における協働

- (1) 全社協・児童福祉部関係 5 種別協議会における協働の取り組み
- (2) 児童虐待防止等、必要に応じたソーシャルアクション

4. 立法府等へ向けた活動による社会的養護への理解促進

- (1) 「児童養護を考える会」への協力
- (2) その他

総務部

入所児童の権利擁護の推進と実現のための取り組みを充実させるとともに、全養協の組織運営・事業推進・財政に関する諸課題を検討するとともに、広報活動の推進をはかる。

1. 組織活動の円滑な推進

- (1) 総会、常任協議員会、ブロック協議会会長会議、顧問・相談役会議等各種会議の開催
- (2) ブロック協議会・都道府県社会福祉協議会活動の強化・推進ならびに情報・資料の収集・提供
- (3) 全養協費用弁償内規等、事業内容にあわせた見直しの検討

2. 児童養護施設における入所児童の権利擁護の取り組み強化

- (1) 児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のためのチェックリストの改訂版の作成・実施・集計
- (2) 施設の自己点検および児童養護施設第三者評価の推進によるサービスの質の向上
- (3) 苦情解決の仕組みの普及・定着
- (4) 権利侵害への対応事例の分析、課題整理及び情報提供
- (5) 権利侵害の発生に対する各児童養護施設、都道府県児童養護施設協議会・ブロック協議会、全国児童養護施設協議会のそれぞれの段階における組織的な協力のための事実確認・相談・調整・支援・対応方策の検討
- (6) 権利侵害が発生した場合の施設の対応方策の検討
- (7) 「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の策定検討

3. 施設を退所する子どもの自立支援のためのシステム構築の検討

- (1) 身元保証人確保対策事業制度の普及、利用促進の取り組み
- (2) 児童養護施設退所児童自立支援事業の実施
運営委員会の運営
制度の周知及び適切な運用
- (3) 他の常設部会と連携した自立支援のためのシステムの検討と構築

4. 第 62 回全国児童養護施設長研究協議会の開催

- (1) 日時：平成 20 年 11 月 19 日（水）～21 日（金）
- (2) 会場：高知県高知市（高知県民文化ホール等）
- (3) 永年勤続感謝、児童文化奨励絵画展、研究奨励賞（松島賞）の実施

5. 広報活動の推進

- (1) 情報提供活動の強化
「全養協通信」の発行（全施設対象）
全養協ホームページの運営

- 「協議員情報」の発行（全養協協議員対象）
- 「全養協情報」（要覧）第 28 号の発行（全施設対象）
- 児童養護施設パンフレット（「もっともっと知ってほしい児童養護施設」）等の普及
- （2）季刊「児童養護」の販売促進・購読管理のあり方検討

6. 災害見舞金制度の運用

7. 企業・団体等による社会貢献活動等への協力

調査研究部

国の進めるケア単位の小規模化、施設機能の見直しに向けた制度政策提言、および予算要望の根拠となる関連データの収集と関連研究等の実施を行う。

1. 調査研究活動の推進

- （1）児童養護施設にかかわる調査の実施・分析
 - 平成 19 年度全国児童養護施設実態調査の分析
 - 予算要望等にかかわる諸調査の実施
- （2）研究事業の推進
 - 退所児童の自立支援・アフターケアに関する研究（仮称）
 - その他、関連研究との連携

2. 新たな施設機能展開に関わる調査研究及び情報の収集・提供

- （1）ファミリーソーシャルワーカー、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、個別対応職員、心理療法担当職員、児童家庭支援センターなど新規および拡大された事業に関わる実態把握および情報提供
- （2）児童養護施設および、児童家庭支援センターにおける地域支援事業の実態把握、情報提供

3. 児童の自立支援に関する調査・研究

- （1）退所児童の自立支援・アフターケアに関する研究（再掲）

4. その他、必要に応じて調査研究を行う。

研修部

養育の質を高め、専門性を発揮できる人材の育成に向けた研修体系の検討と実施を進めるとともに、平成 21 年度に予定される改正児童福祉法施行をふまえ、

制度政策部・総務部と連携し、改正法に対応した養育・施設運営にかかわるプログラム等の推進を、大会・研修会ではかる。

1. 養育の質を高め、専門性を発揮できる人材の育成にむけた研修体系の検討

- (1) 平成 20 年度における研修実施の充実・強化、改善・改良
- (2) 中堅・主任的役割を担う職員のスーパーバイザー養成研修の検討
- (3) 転換期にある制度・養育のあり方に連動した研修体系の整備・将来像の検討

2. 「平成 20 年度全国児童養護施設中堅職員研修会」の開催

- (1) 日 時 平成 21 年 1 月 14 日（水）～1 月 16 日（金）
- (2) 会 場 国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）

3. 「ファミリーソーシャルワーク研修会」の開催協力

（全国社会福祉協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会との共催）

- (1) 日 時 平成 21 年 1 月 22 日（木）～23 日（金）
- (2) 会 場 全社協・灘尾ホール 他

4. 第 62 回全国児童養護施設長研究協議会プログラム委員会の開催

5. 研究奨励賞（松島賞）運営委員会の開催

6. 小委員会の設置・運営

季刊「児童養護」編集委員会

1. 季刊「児童養護」の編集・発行（第 39 巻）

(1) 編集方針

現場実践の道標となりうる養護理論の形成と、法則性の発見をめざした児童養護施設の専門研究誌とする。

歴史的・社会的実践を掘り起こし、施設養護の発展の一助とする。

子どもの人権擁護の立場にたち、内外に問題提起の役割を担う。

施設間での連携やネットワークを図るための一助とする。

(2) 児童養護第 39 巻の編集

編集委員会において第 39 巻（第 1 号～第 4 号）を編集する。